

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、下記に掲げる「企業哲学」および「経営理念」にもとづき、適正な利益を確保しながら社会の繁栄に役立つべく様々な活動を推進し、経営環境の変化に迅速に対応し得る効率的な職務執行体制、経営管理体制を構築し、株主・お客様・従業員・お取引先・地域社会等、全てのステークホルダーにとって、なくてはならない企業を目指して、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資するコーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組みます。

【企業哲学: フィロソフィー】

●私たちは、食を通じて社会に貢献します。

私たちは、人々が生きていく上で最も大切な「食」を事業の柱とし、潤いのある、楽しい食事の機会を提供することにより、豊かな暮らしを実現します。そして、地域になくてはならない企業として、適正な利益を確保しながら、社会の繁栄に役立つ様々な活動を推進します。

【経営理念】

●DREAM[夢みる]: パートナーと共に、夢の実現をめざします。

パートナーとは、サトレスタンシステムズで働く仲間をはじめとして、共に生きる人たちのことです。人には、それぞれ夢があります。私たちは仕事を通じて夢を実現できる、そんな会社を目指し努力を続けます。そのためには、共にレストラン業への夢を持ち、誇りある職場、誇りある企業として、パートナー一人ひとりが未来に向かって挑戦できる場を提供していきます。

●ENJOY[楽しむ]: カスタマーと共に楽しさを分かち合います。

カスタマーとはお客様のことです。カスタマーがゆっくりとお食事をしていただき、心からおいしかった、来て良かったと喜び、感動していただくことが、私たちの楽しみです。そのためには、カスタマーの声に耳をすまして、おいしい食事、快適な店舗、心のこもったサービスを提供します。そして、より多くのお客様の満足と支持を得ていきます。

●LOVE☆[愛する]: コミュニティーを愛し、人びとと共に生きます。

コムニティーとは、お店のある地域社会のことです。私たちのお店は、コムニティーとの関わりの中にはあります。来店されるお客様ばかりではなく、コムニティーで生活する様々な人達、私たちはどなたにも心のこもったおもてなしをするとともに、地域の様々な活動に参加しています。そして、愛し、愛され、親しまれる存在になります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【補充原則 1-2-4】 議決権の電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳

議決権電子行使の採用および招集通知の英訳版作成については、現時点では株主構成等に鑑みて採用しておりません。今後の株主構成の変化を見ながら検討します。

【補充原則 4-1-3】 最高経営者等の後継者の計画

取締役は、全社的視点で当社の持続的成長と企業価値向上を図ることが使命であるとの認識のもとに、特に、最高経営責任者である社長候補の育成を重視し、幹部従業員の時期から、社内の営業及び財務、経営管理、さらには子会社の経営責任者など多様な業務を経験させ、当社社長の任に当たることのできる経験・知識・識見を育成することに努めています。また、毎期、任意に設置した指名・報酬委員会と協議し、取締役会において適切に監督しております。

【補充原則 4-8-2】 独立社外取締役の経営陣、監査役との連携

社外取締役は各自独立の立場で意見を形成し、取締役会で発言されており、相互に序列はありませんし、何らかの序列を感じさせる地位を設ける必要もないため、筆頭独立取締役は置いておりません。

なお、経営陣との連絡・調整や監査役、監査役会との連携が必要な場合は、取締役会事務局、経営会議事務局、監査役会事務局等が密接に連携し、適切なサポートを実施します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況につきましては、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(以下「基本方針」)として開示し、次の当社ホームページ(会社案内>コーポレートガバナンス)に掲載しております。

日本語: <http://sato-restaurant-systems.co.jp/about/governance/>

なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項につきましては、基本方針のうち、各々、次の項目を参照ください。

【原則1-4】 いわゆる政策保有株式

●基本方針【2】-4)

【原則1-7】 関連当事者間の取引

●基本方針【2】-5)

【原則3-1】 情報開示の充実

●基本方針【1】、【3】-1)、【4】-1)、【5】-5)、【5】-6)

【補充原則4-1-1】 経営陣に対する委任の範囲
 ●基本方針【5】-2)

【原則4-8】 独立社外取締役の有効な活用
 ●基本方針【5】-10)

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
 ●基本方針【5】-11)

【補充原則4-11-1】 取締役会全体のバランス、多様性及び規模
 【補充原則4-11-2】 役員の兼任状況

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性についての分析・評価
 ●基本方針【5】-13)

【補充原則4-14-2】 取締役・監査役のトレーニングの方針
 ●基本方針【5】-16)

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針
 ●基本方針【6】

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
重里 欣孝	2,230,042	6.71
重里 百合子	2,050,008	6.17
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,199,750	3.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	842,200	2.53
麒麟麦酒株式会社	600,000	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	501,700	1.51
サトレスラントシステムズ従業員持株会	254,306	0.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	241,100	0.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	237,800	0.71
株式会社みずほ銀行	235,750	0.70

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 治正	学者											
渡辺 正夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 治正	○	—	大学における経済学・経営学に関する研究活動をもとに、客観的・専門的な視点から、経営への助言を行っており、社外取締役に選任しているものです。一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立性があると判断されるため、東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。
渡辺 正夫	○	—	長年にわたる経営者としての豊富な経験や卓越した見識をもとに、実践的・多角的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけるものと判断し社外取締役に選任しているものです。一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立性があると判断されるため、東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0 社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0 社内取締役

補足説明

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4名

監査役の人数 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果、会計監査人が把握した内部統制システムの整備状況及び運用状況等について報告を受けるとともに、相互に意見交換を行う等、会計監査人と緊密な連携を図っております。また、必要に応じて、会計監査人の行う監査や講評に立ち会い、又は監査の実施経過について適宜報告を求める等して、監査役監査に役立てております。
なお、監査法人の独立性の強化を目的として、監査契約内容及びその金額についても監査役会において閲覧・検討を加えております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田村 雅嗣	弁護士													
竹山 明宏	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村 雅嗣	○	田村雅嗣法律事務所代表 弁護士	弁護士としての長年の経験を通じて培われた企業法務に関する高い見識をもとに、中立的・客観的な視点から監査を行っていただけるものと判断し社外監査役として選任しているものです。一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立性があると判断されるため、東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。
竹山 明宏	○	公認会計士竹山明宏事務所代表 公認会計士	公認会計士としての財務や会計に関する高い見識をもとに、中立的・客観的な視点から監査を行っており、社外監査役に選任しているものです。一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立性があると判断されるため、東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に支払った報酬は次のとおりです。(単位:百万円)

- ・取締役の年間報酬総額(支給人員 6名) 105. 48
- ・監査役の年間報酬総額(支給人員 1名) 7. 2
- ・社外取締役の年間報酬総額(支給人員2名) 8. 1
- ・社外監査役の年間報酬総額(支給人員2名) 7. 2
- ・合計 127. 98 百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。
取締役・執行役員の報酬は「取締役・執行役員報酬ガイドライン」を設定し、同ガイドラインの報酬額に基づき、指名・報酬委員会で審議し、取締役会へ提案し決定します。監査役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲で監査役会の協議で決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対する情報伝達にあたっては、総務部および経営企画部が取締役会資料や経営会議資料を事前配付するとともに、重要案件については個別に担当取締役、担当執行役員または部門責任者が事前説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営及び業務運営管理に関する重要執行方針を協議または決定する場として、取締役会のメンバーに加えて関係執行役員等が出席する経営会議を月2回開催しております。この経営会議に常勤監査役は毎回、社外監査役は月1回出席し、経営の透明性・意思決定の内容及び業務執行の適法性をチェックするとともに、必要に応じて意見を述べます。

また、社長直轄の内部監査部門を設置し、店舗の金銭類取扱監査、本社業務監査、関係会社監査等により、各部門の業務執行の有効性、法令・会社規定の遵守状況等について内部監査を実施し、その結果を経営トップマネジメント及び常勤監査役へ報告を行うとともに、業務改善に向けた具体的な助言・勧告を行っています。さらに財務報告の信頼性を確保するため、会社の業務活動(プロセス)が法令及び諸規定に準拠し、財務報告に係る内部統制が有効に機能しているかについて内部統制監査を行っております。

監査役会は内部監査部門のこれらの報告を受け、経営者の判断及び職務遂行を公正かつ効率的に監督しています。

当期(平成27年3月期)において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

- ・指定有限責任社員 業務執行社員 辻内 章
- ・指定有限責任社員 業務執行社員 中山 聰
- ・監査業務に係る補助者の構成 : 公認会計士 4名 その他 6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由[更新]

経営の意思決定機能と執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名のうち2名を社外監査役(会社法第2条第16号に規定する社外監査役)として、それぞれ弁護士と会計士を選任し、経営の監視機能を強化してまいりましたが、経営の透明性およびコーポレートガバナンスの一層の強化を図るべく、企業経営全般に係る知見を有する社外取締役を2名選任いたしております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

「招集ご通知」を総会開催日の18日以上前に発送、総会開催日21日以上前に自社ホームページにおいて開示。

その他

平成22年12月1日単元株式数を1,000株から100株に変更し、総会への出席率向上を実施。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

- 決算に関する説明会は、本決算及び半期決算の年2回開催
- 機関投資家向け店舗視察ツアーの実施(適宜)

あり

IR資料のホームページ掲載

・自社ホームページの「IR情報」において、決算情報、決算情報以外の適時開示資料(ニュースリリース)、有価証券報告書、四半期報告書、株主優待について掲載しているほか、「株主のみなさまへ」において、招集通知、インターネット開示事項、決議通知など広く株主以外の方々に開示しております。主な開示資料は以下の通り。

1. トップメッセージ、トップインタビュー
2. 月次業績情報
3. 決算短信・決算資料
4. 有価証券報告書・四半期報告書
5. FACT BOOK
6. アナリストレポート
7. 株主総会関連資料、株式情報、株主優待制度
8. 会社概要、決算期の主要データ
9. よくある質問と回答

IRに関する部署(担当者)の設置

経営企画部

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

当社の「フィロソフィー」「経営理念」を具現化すべく、「企業倫理憲章」を据え、CSR基本概念を明記しています。基本概念において、各ステークホルダーに対する当社の考え方を明確に定め、「役員倫理規範」「従業員規範」を制定し、規程の周知徹底に努めています。

環境保全活動、CSR活動等の実施

地球温暖化防止のため、食品廃棄物の発生抑制及びリサイクルに取組み、省エネとCO2排出量の抑制を目的とした、オール電化・LED導入をはじめ、無沸騰型茹で麺機、高効率空調機等の省エネ機器類の導入を積極的に実施しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

「企業倫理憲章」「役員倫理憲章」において、適時適切な情報開示に努めることを定めています。

する。

- 3) 当社常勤監査役は月例で開催される当社及び当社グループ部門長会議に出席し、当社及び当社子会社の業務執行状況を適宜把握する。
- 4) 当社内部監査部門、総務部門は定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社及び当社子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する。
- 5) 当社子会社監査役は当社監査役会へ当該子会社の監査役監査状況等を報告し、情報の共有化を図るとともに、当社及び当社子会社常勤監査役は、適時、当社グループ監査役連絡会を開催する。

【8】監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に 対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

【9】当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 当社は、監査役の職務の執行について必要な費用等を支弁するため、各年度計画策定時に一定額の予算を設定する。
- 2) 監査役又は監査役会が監査の実施のため独自に外部専門家(弁護士、公認会計士等)に対し助言を求める又は必要な調査を委託する等、所要の費用を請求するときは、当該請求が監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

【10】その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 業務執行取締役等が決裁した社内裏議書の写を、総務部門が定期的に常勤監査役へ提出することにより、監査役が日常の業務執行状況を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制をとる。
- 2) 内部監査部門は、定期的に各部門に対して内部監査を実施するとともに、監査役、監査役会及び会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行に努める。

【11】財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、代表取締役執行役員社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置するとともに、その下部組織として「内部統制小委員会」を設け、それらの方針・指導・支援のもと、当社及び当社子会社において、金融商品取引法に基づく評価・監査の基準・実施基準に沿った、内部統制システムの整備及び適正な運用を進め、企業集団としての財務報告の適正性を確保するべく体制の強化を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

1) 規程の制定

当社及び当社子会社の従業員規範・役員倫理規範において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度をとり、反社会的勢力に経済的な利益は一切供与しないことを定める。

2) 反社会的勢力への対応方針

反社会的勢力に対しては、全社員一丸となり会社全体として対応することとし、反社会的勢力の関係者と思われる者に対する金銭その他の経済的利益の供与は禁止する。なお、反社会的勢力に対する対応責任部門は総務部門とし、その対応にあたる。

3) 外部の専門機関との連携

当社は大阪府企業防衛連合協議会に加盟し、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士等法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対応できる体制を構築する。

4) 対応マニュアルの整備及び講習会等への参加

反社会的勢力対応マニュアルを作成するとともに、大阪府警察本部主催の講習会に参加し、対応上の留意点等を隨時社内において共有する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益をはかるために、平成20年6月27日開催の第40期定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)導入の件」について株主の皆様のご承認をいただきました。その後、平成23年6月29日開催の第43期定時株主総会で継続をご承認いただき、平成26年6月27日開催の第46期定時株主総会においてさらに3年間の継続をご承認いただきました。

当社取締役会は、大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様が買付に応じるか否かを適切にご判断いただくために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示する機会の確保を目的として本プランを設定し、大規模買付者に対して遵守を求める

ます。
大規模買付者が本プランを遵守しない場合や、ルールを遵守した場合でも当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当の実施を決議できるとするものです。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示に係る当社の基本方針】

投資判断に影響する事業活動や重要な意思決定に関する情報により、証券流通市場において売買に大きな影響を受けることが多く、公正な価格形成を確保し、投資者の保護を図るためにには、重要な情報が適時・適切に株主・投資者に対し開示されることが重要であることを十分に認識し、関連法規に従い、株主・投資家の皆様へ提供することに努めております。

【適時開示に係る社内体制について】

・情報管理責任者

全ての会社情報の適時開示は、情報管理責任者である管理本部長が責任をもって遂行する役割を担っております。

・総務部長、財務経理部長

総務部長は決定事実および発生事実(いずれも子会社情報を含む)の管理を行い、財務経理部長は決算情報(子会社情報を含む)の管理を行います。

東京証券取引所の「有価証券上場規程施行規則」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の開示項目に該当するか否かの判断に迷う場合には、管理本部長は総務部長、財務経理部長と三者間で協議し、監査法人・顧問弁護士に意見を求め最終管理本部長が情報開示の要否を決定します。

